

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第6回津市総合計画審議会
2 開催日時	平成29年9月26日(火) 午後1時30分から3時00分まで
3 開催場所	津市本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市総合計画審議会委員) 赤野利彦、荒川智子、岡田昭良、加瀬由美子、川北輝、川邊千秋、國分弓子、駒田聡子、鶴岡信治、長谷川之快、森崇、山田康彦、渡邊修三、渡辺義彦  (事務局) 政策財務部長 内田政宏 政策財務部次長 畠田光伸 政策課長 濱田耕二 政策課調整・政策担当主幹 梅本和嗣 政策課政策担当主幹 大垣内俊行 政策担当 藤原亜沙子 政策担当 赤塚将太
5 内容	1 総合計画について 2 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	政策財務部政策課 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

<事務局>	<p><b>【開会】</b> それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。 本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から第6回津市総合計画審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、政策財務部長の内田より一言ごあいさつ申し上げます。</p>
政策財政部長	<p>政策財務部長の内田でございます。 改めまして、委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、まげて本審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日は、去る7月22日に津の市役所で開催しました、津のまち未来カフェの開催の結果についてご報告申し上げますとともに、5月に開催されました市議会の全員協議会、それから7月1日から31日まで実施いたしましたパブリックコメントで頂いたご意見等を踏まえまして、事務局のほうで取りまとめいたしました総合計画の最終案についてご説明申し上げ、皆さまにご審議いただきたいと思っております。 いよいよ総合計画の策定作業の大詰めを迎えておりますけれども、どうか本日も忌憚のないご意見を頂きますよう、お願いを申し上げます。本当にこれまでご尽力いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして私のごあいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。</p>
<事務局>	<p>なお、本日、杉浦副会長、伊藤委員、浦和委員、田原委員、藤野委員におかれましては、所用のためやむを得ずご欠席とのご連絡を頂いております。 それでは、津市総合計画審議会条例第6条の規定により、会長が議長となると</p>

定めておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

鶴岡会長

【開催事務】

三重大大学の鶴岡です。審議会も今日で6回目ということですが、今日の議事進行も務めることとなりますので、よろしくお願ひします。

現在の出席者の状況ですが、委員20名のうち13名の方が出席していただいているということで、過半数を超えております。津市総合計画審議会条例第6条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを報告します。なお、本審議内容については津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開審議となり、審議内容については録音を行い、事務局において議事録等の公開をさせていただくこととなりますので、併せてよろしくお願ひします。

それでは、議事録の署名委員についてですが、毎回出席していただいている委員の中から、名簿順に2名の方に署名をしていただくということになっております。本日の議事録につきましては、長谷川委員、森委員ということですので、よろしくお願ひします。

それでは、事項書の「1 津市総合計画（案）について」の「(1) 津のまち未来カフェの開催結果について」ですね。事務局から説明をよろしくお願ひします。

【事項1 津市総合計画（案）について】

【(1) 津のまち未来カフェの開催結果について】

<事務局>

それでは、ご説明させていただきますけれども、説明に入らせていただく前に、資料のご確認をさせていただきたいと思ひます。資料につきましては、事前にご送付させていただいておりますけれども、全部で4つございます。まず1つ目でございますけれども、こちらのA4版縦のカラー刷りの「資料1 津のまち未来カフェの開催報告」。次に2つ目がA4版横の「資料2 津市総合計画（案）に対する意見等を踏まえた修正箇所一覧」。次に3つ目の資料が、これも同じくA4版横の「資料3 津市総合計画基本構想・第2次基本計画（案）に係るパブリックコメント意見対応表」。最後でございますけれども、4つ目がA4版縦の「資料4 津市総合計画基本構想・第2次基本計画（案）」の冊子になっております。

以上、資料4点でございますが、皆さまお手元におそろいでしょうか。では、ご説明させていただきます。

それでは「事項1 津市総合計画（案）について」の「(1) 津のまち未来カフェの開催結果について」ご説明をさせていただきます。「資料1 津のまち未来カフェの開催報告」をご覧くださいませでしょうか。

前回の会議でご案内をいたしましたとおり、去る7月22日、こちらの本庁舎8階大会議室におきまして、津のまち未来カフェを開催いたしました。鶴岡会長、杉浦副会長にはオブザーバーとして、また駒田委員にはメンバーとしてご参加をいただきました。誠にありがとうございました。

この津のまち未来カフェは、平成30年度からを計画期間とする次期総合計画がこれまでの計画とは異なり、右肩下がりの時代を迎えた中でのスタートとなることから、市民の皆さまに選択と集中、この視点に立って津市の未来について意見交換をしていただくことを目的として開催をし、当日は10代から80代の幅広い年齢層の30名の方々にご参加をいただいたところでございます。

まず初めに、津市を取り巻く環境や新しい総合計画の概要をご説明した後、5人ずつ6つのグループに分かれまして意見交換をしていただきました。資料の2ページにございますように、意見交換につきましては途中で席替えをしながら、約30分ずつ4つのラウンドで行い、最後にまとめた内容を各グループから発表をしていただきました。

資料の3ページから8ページまでは、各グループの意見交換の概要をまとめたものとなっております。資料の上段は参加者が意見交換しながら模造紙に書き込んだキーワードをまとめたものとなっております。この中で黒色の文字は第1ラウンドで出された意見、水色の文字が第2ラウンドで追加されて出た意見、紫

色の文字は第4ラウンドで追加された意見となっております、第3ラウンドで優先すべきとされた意見は青色の枠で、第4ラウンドで最終的に優先すべきとされた意見は赤色の枠で囲んでございます。資料の下段のほうは、その話し合いの結果、各班におきましてこれからのまちづくりで最も力を入れるべきこととしてご発表いただいた内容をまとめております。

それでは各班が発表していただいた内容をご紹介します。まず資料の3ページをお願いいたします。こちらはA班になるのですが、いろいろな世代が集まる場ということで、若者からお年寄りまで誰もが買い物をしたり遊んだりできる快適な空間を行政がバックアップし、民間主導で創造することが大切というご意見でございました。

次に4ページをお願いいたします。B班でございますけれども、コミュニティの強化や企業と行政の連携によって子育てしやすい環境をつくるのが大切であり、子育て支援と高齢者の活躍の場づくりを結び付けたり、余っている公共施設を活用して子どもの遊び場をつくらしたりして、子育てのしやすいまちにするべきというご意見でございました。

次に5ページをお願いいたします。C班でございます。幼児から中学生まで預かるような託児所で高齢者が子どもの世話をするような仕組みを作り、安心して子育てできる環境があるということを市内外に発信することが大切というご意見でございました。

次に6ページをお願いいたします。D班でございます。サオリーナに商業施設を併設するなど、新都心軸を活かして人が集まるまちづくりを行うとともに、津駅周辺や津城跡、津観音などを核として住民参加の下、まちを活性化することが大切というご意見でございました。

次に7ページをお願いいたします。E班でございますけれども、空き店舗や空き地の有効活用を図り、中心市街地や津駅前を活性化するとともに、津城を復元するなど、核となるシンボル性のある個性を選択して観光のまちづくりを行うことが大切というご意見でございました。

次に8ページをお願いいたします。こちらはF班でございます。住民が考え行政が支える住民主体のまちづくりが重要であり、それが住みやすさにつながるので、これからのまちづくりを担う若者の声を吸い上げることや、行政が情報を積極的に公開することが必要というご意見でございました。

こちらの意見交換の内容につきましては、既に庁内で情報共有をして、今後の事業推進の参考にすることとしておりまして、津市ホームページの市政情報「次期総合計画」のカテゴリーのところにも既に掲載をしているところでございます。

「(1)津のまち未来カフェの開催結果について」のご説明は以上でございます。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。今、事務局から7月22日に行いました津のまち未来カフェの開催報告をしていただきました。何かご意見とか質問がありましたら、お願いします。よろしいですかね。なければ次のところに、いきます。

それでは、(1)のところを終わりにしまして、次が「(2)最終案について」です。これも事務局のほうから説明をお願いします。

<事務局>

#### 【(2)最終案について】

それでは、続きまして事項1の「(2)最終案について」ご説明をさせていただきます。

前回の審議会では、5月の市議会全員協議会で頂いたご意見をご報告させていただきました。また、7月1日から7月31日にかけては、パブリックコメントを実施し、全部で78項目のご意見を頂戴したところでございます。そして今回、これらのご意見を踏まえまして、総合計画の最終案をまとめましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の「資料2 津市総合計画(案)に対する意見等を踏まえた修正箇所一覧」でございますけれども、これは皆さまにご確認をいただき、5月の市議会全員協議会でお示した計画案から「てにをは」などの簡易な文言整理を除きまし

て、市議会全員協議会やパブリックコメントのご意見などを踏まえて修正した内容を一覧にした資料となっております。

資料3のほう、これは「津市総合計画基本構想・第2次基本計画（案）に係るパブリックコメント意見対応表」ということで、パブリックコメントで頂いた全てのご意見への対応を一覧にしたものでございます。そして資料4は、これらの修正内容を反映いたしました最終案の本冊となっております。本日は資料2に基づきご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、併せまして資料4の本冊もご覧いただければと思います。

それでは資料2の修正箇所一覧のNo.1から順番にご説明をさせていただきます。

まず、No.1でございますけれども、これは本冊の4ページから5ページにかけてございます「3 市民の安全と安心の確立に向けて」の「(防災・消防)」におきまして、パブリックコメントで表現の整合性についてご意見を頂きましたことから、当初「減災に向けた取組を進めます」となっておったところを「防災・」という文言を追記いたしました。また、「防災・減災に向けた取組を進めます。」と修正したものでございます。

次にNo.2でございますけれども、こちらは本冊の5ページでございます「4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」の「(住環境)」におきまして、パブリックコメントで「より正確で分かりやすくすべきでは」とご意見を頂きましたことから、修正前は「また、日常生活を支える安全で安心な水道水の安定した供給を維持するとともに、衛生的に暮らせるまちを確立するための生活排水対策や安全な暮らしを実現するための雨水排水対策を推進し、快適な暮らしができる環境を整えます。」となっておりますけれども、「快適な暮らしができる環境を整えるため、日常生活を支える安全で安心な水道水の安定した供給を維持するとともに、衛生的な暮らしのための生活排水対策や安全な暮らしのための雨水排水対策を推進します。」という形で修正をさせていただいたものでございます。

次にNo.3でございます。こちらは本冊の7ページでございます「5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて」の「(観光)」におきまして、パブリックコメントで「地域資源を市民と共に守り育てていくことを示すべき」というご意見を頂きましたことから、「観光資源はもとより」というところを「観光資源を守り育むことはもとより」という形で修正したものでございます。

次にNo.4でございます。こちらは本冊の8ページでございます「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」の「(地域連携)」におきまして、パブリックコメントで「この計画の主語は常に市長ではないか。また『思い』というのは誰のものか明らかにすべき」とのご意見を頂きましたことから、主語はあくまでも津市であるという、そういう考えのもと、「総合支所及び地域との連携に携わる担当は、共に」の部分削除し、思いは誰のものかということで、「地域住民の」という修飾語を加筆修正したものでございます。

次にNo.5をお願いいたします。こちらと同じく本冊の8ページでございます「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」の「(行政経営)」におきまして、パブリックコメントで先ほどと同じように「計画の主語や『共助』という言葉の使い方を整理すべき」とのご意見を頂きましたことから、「・共助」と「職員の」という文言を削除したものでございます。また、後ほどご説明をいたしますNo.36、37でも同様の修正になるのですが、パブリックコメントでのご意見を踏まえまして、この計画全体の中で公共施設に係る表現というのがあるんですけども、そこを整理し、「インフラを含む公共施設等」ということで、「等」を追加したものでございます。

次にNo.6でございます。これは本冊の10ページでございます「第2項 策定の背景」の「1 時代の潮流」の「エ 公共施設の老朽化」におきまして、パブリックコメントで「短期間に集中して生じる施設の老朽化が課題であることを表現すべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は、「その多くが高度経済成長期に集中的に整備され、老朽化の進行が非常に大きな課題として」となっていた

ところを「その多くが高度経済成長期に集中的に整備されたため、一斉に更新の時期を迎えることが非常に大きな課題として」という形で修正をいたしますとともに、本文の記述との整合性を図るため、タイトルを「エ 公共施設の老朽化」から「エ 社会資本ストックの老朽化」に修正をしたものでございます。

次にNo.7でございます。本冊の17ページでございます「第3項 今後10年間の展望」の「1 計画の枠組み」の「人口」におきましては、計画案の最終確認を行うなか、あくまでも国勢調査の結果によることを誤解のない表現に改めるため、言い回しを修正したものでございます。

次にNo.8でございます。本冊の19ページでございます「第3項 今後10年間の展望」の「1 計画の枠組み」の「産業別就業人口」におきましては、パブリックコメントで「人口シェアが変化しないかのような誤解を招くおそれがある」というご意見を頂きましたことから、「全体の就業人口規模が縮小することに伴い、」という文言を削除したものでございます。

次にNo.9でございます。資料2の3ページです。こちらは、本冊では32ページでございます。基本施策の「出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」におきましては、市議会全員協議会で「もっと力を入れていい事業だと思うので、書き方を工夫すべきでは」というご意見を頂きましたことから、修正前は「独身男女の出会い支援イベントなどを開催するとともに、結婚支援を行う地域の活動を支援して、結婚に向けた出会いを創出します。」となっていたところを「独身男女の出会い支援イベントの開催や情報発信、結婚支援を行う地域の活動の支援などにより、結婚に向けた出会いを創出し、結婚の希望がかなう環境づくりを進めます。」と修正したものでございます。

次にNo.10でございます。本冊は33ページになりますけれども、基本政策2の「子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実」の「【現状】」の部分につきまして、市議会全員協議会で「課題や施策とのつながりがより分かるように表現をすべき」というご意見を頂きましたことから、「平成29年度全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数が8科目中1教科と少なく、また、家庭での学習時間も全国と比べて短い傾向にあります」と修正したものでございます。

次にNo.11でございます。こちらは本冊の35ページでございます。基本政策の「学校教育の充実」におきまして、先ほどのNo.10の修正に伴って文言を整理いたしました。修正前は「学力の向上につなげます。」となっていたところを「学力の向上に向けた取組を強化します。」に修正したものでございます。

次にNo.12でございます。本冊では36ページでございます。基本施策の「健やかな育ちへの支援」におきましては、市議会の全員協議会で「支援のネットワークについて体制強化のことをしっかり示すことが必要では」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「一元的な相談窓口を設置するとともに、」となっていたところを「一元的な相談窓口機能や支援体制を強化するとともに、」という形で修正したものでございます。

次にNo.13でございます。本冊では41ページでございます。基本政策2の「健康づくりの推進と医療体制の充実」の課題の部分でございますけれども、市議会全員協議会で、「ときどきではあまり医者にかかるなという意味に読める」というご意見を頂きましたことから、修正前は「ときどき医療、ときどき介護を受けながら、」となっていた部分を「医療・介護を要する状況になっても、自分自身にとって必要なときに医療・介護のサービスを利用しながら、」という形に修正したものでございます。

次にNo.14でございます。資料2の4ページをお願いいたします。本冊では44ページでございます。基本政策1の「いざというときの備えの強化」の現状におきまして、パブリックコメントで『老朽化が著しい消防庁舎の対応』の対応という表現については、意味がはっきりする言葉に改めるべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「消防庁舎の対応」となっていたところを「消防庁舎の整備」に修正したものでございます。

次にNo.15でございます。本冊の46ページでございます。基本政策の「防災・減災

施策の強化」におきましては、パブリックコメントで「耐震改修を追記すべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は「木造住宅などの耐震化に向け、耐震診断などの支援制度」となっていたところを「木造住宅などの耐震化に向け、耐震診断や耐震補強の支援制度」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.16 でございます。同じく本冊の 46 ページにございます基本施策の「災害に強いまちづくりの推進」におきましては、計画案の最終確認を行う中で時点修正等により、修正前は「事業未着手となっている津北部地域における海岸堤防についても」となっていたところを、既に今年度から県において一部事業着手されておりますことから、「また、津北部地域における海岸堤防については、」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.17 でございます。本冊では 47 ページにございます基本施策の「消防力の強化」につきましては、先ほどNo.14 でご説明をさせていただいたものと同様の理由で、「消防庁舎の整備」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.18 でございます。本冊では 50 ページにございます基本政策 1 の「環境に優しい社会の形成」の「【現状】」におきまして、パブリックコメントで「ごみの排出に係るトラブルについて全国的にとあるが、津市にも当てはまるのかを明らかにすべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は「全国的に」となっていたところを「全国的に、また本市においても」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.19 でございます。本冊の 54 ページにございます基本政策 2 の「持続可能な都市基盤の整備」の「【課題】」につきまして、パブリックコメントで「対象となる空き家を特定する修飾語を付けるべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「空き家の発生を抑制するため、適切に管理されず、放置される空き家もたらす問題」となっていたところを「適切に管理されず放置され、老朽化した空き家の発生を抑制するため、その空き家もたらす問題」という形で修正をしたものでございます。

続けて、資料 2 の 5 ページをお願いいたします。次にNo.20 でございます。本冊の 55 ページにございます基本施策の「居住環境の整備」におきましては、先ほどのNo.19 と同様な理由で修正をさせていただいております。

次にNo.21 でございます。本冊の 56 ページにございます基本施策の「居住環境の整備」におきまして、パブリックコメントで「分かりやすい表現で整理すべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は「市営住宅の適正な維持管理や計画的な改修等を実施し、集約化を進めるとともに、建て替えが必要となる特定の住宅については、民間賃貸住宅ストックの活用」となっておりましたところを、あくまでも需要に対して効果的な対応も併せて取り組むことが望ましいというご意見でございましたので、修正後は「市営住宅の適正な維持管理や計画的な改修等を実施し、市営住宅総量の適正数を見極めた上で、集約化を進めるとともに、民間賃貸住宅ストックの活用」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.22 でございます。本冊の 57 ページにございます基本政策 3 の「快適に暮らせる都市空間の形成」の「【現状】」におきまして、No.7 でご説明をさせていただいたとおり、ここはあくまでも国勢調査の結果によると、ということと誤解のない表現に改めるため、「国勢調査によると」と加筆修正をさせていただくとともに、パブリックコメントにおきまして「表現を整理すべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「都市の低密度化が」となっていたところなんですけれども、文言として「空き家・空き地の増加による都市の低密度化や、人口密度の低下が」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.23 でございます。同じく本冊の 57 ページにございます基本政策 3 の「快適に暮らせる都市空間の形成」の「【課題】」におきまして、パブリックコメントで「景観への配慮は建物の建築だけでなく、土地を利用する場合も加えるべきでは」というご意見を頂きましたことから修正をしたものでございます。

次にNo.24 でございます。本冊の 58 ページにございます基本政策 3 の「快適に暮らせる都市空間の形成」の「【課題】」におきまして、パブリックコメントで「公共交通については利便性だけではなく利用率の向上も併せて記述するべきでは」

とのご意見を頂きましたことから加筆修正したものでございます。

次にNo.25 でございます。こちら本冊の 59 ページにございます基本施策の「良好な景観の形成」におきまして、パブリックコメントで「この取組についてもう少し詳しく表現すべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「情報発信や啓発事業、景観教育などを行い、景観に対する」となっていたところを「情報発信や啓発事業などを行うとともに、市民一人ひとりが美しい景観への関心と景観形成の主体者であるという意識を持つことができるよう、景観に対する」という形で修正をしたものでございます。

続けて、資料 2 の 6 ページでございます。No.26 でございます。本冊では 59 ページにございます基本施策の「都市機能の整備」におきまして、パブリックコメントにおきまして「津インターチェンジの具体的な状況を明示すべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「津インターチェンジ周辺地区については、無秩序な開発の抑制に努めつつ」となっていたところを「交通利便性が高い津インターチェンジ周辺地区については、各種法令等による土地利用の規制があることから、無秩序な開発の抑制に努めつつ」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.27 でございます。本冊の 60 ページにございます基本施策の「公共交通の充実」におきまして、計画案の最終確認を行うなか、施策に掲げる手段と目的を改めて整理をさせていただきまして、修正前は「海上アクセス航路については、本市のみならず三重県の海の玄関口として、中部国際空港を通じて、国内各地さらには世界とを結ぶ広域的な交流連携を図るための機能強化と、三重県、運航事業者、中部国際空港等と連携したPR活動やサービスの向上に取り組みます」となっていたところを「海上アクセス航路については、三重県、運航事業者、中部国際空港等と連携したPR活動やサービスの向上に取り組み、本市のみならず三重県の海の玄関口として、国内各地さらには世界とを結ぶ広域的な交流連携を図るための機能を強化します」と修正をしたものでございます。

次にNo.28 でございます。本冊の 63 ページにございます基本政策 2 の「スポーツや文化の輪が広がる社会の形成」の「【課題】」の部分でございまして、パブリックコメントで「人口減少と文化芸術の衰退の因果関係が分かりにくい」というご意見を頂きましたことから、修正前は「人口減少や少子高齢化の進展により、地域の文化芸術活動の画一化や担い手不足が懸念されており、子どもや若い世代の文化芸術離れを防止する必要があります」となっていたところを「人口減少や少子高齢化の進展、興味・関心の多様化などにより、地域の文化芸術活動の担い手不足や画一化が懸念されており、子どもや若い世代がこれまで以上に文化芸術に興味を持つような取組が必要となっています」と修正したものでございます。

次にNo.29 でございます。本冊では 64 ページにございます基本施策の「文化の振興」におきまして、こちらはパブリックコメントでのご意見を受け、読点の位置を修正したものでございます。

資料 2 の 7 ページをお願いいたします。No.30 でございます。こちらは本冊の 65 ページにございます基本政策 3 の「つながり広がるコミュニティの醸成」の「【課題】」におきまして、パブリックコメントで「意味が分かりにくいので具体的に」というご意見を頂きましたことから、修正前は「今後厳しさを増す社会経済情勢を見据え」となっていたところを「人口減少や地域コミュニティの変容などを見据え」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.31 でございます。本冊では 65 ページにございます基本政策 3 の「つながり広がるコミュニティの醸成」の「【課題】」におきましては、パブリックコメントで「現状と課題の記述の語尾に重複感があるので内容を整理すべき」とのご意見を頂きましたことから、修正前は「さまざまな都市との交流を広げることが求められています」となっていたところを「さまざまな都市との交流を広げることが課題となっています」と修正をしたものでございます。

次にNo.32 でございます。本冊のこちら 69 ページにございます基本施策の「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」におきまして、パブリックコメントで「点や線だけでなく隙間のない面的な空間づくりが必要」というご意見を頂きましたことから、修正前は「ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設や公

公共交通などによる都市空間づくりを推進するとともに」となっていたところを「ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設や公共交通を含む一体的な都市空間づくりを推進するとともに」という形で修正をしたものでございます。

次にNo.33でございます。本冊では74ページでございます基本政策3の「食の安定と暮らしを支える農林水産業の振興」の「課題」におきまして、パブリックコメントで「農林漁業だけではなく畜産業の担い手不足についても記述すべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は「農業、林業、漁業ともに、若い担い手の育成、後継者の確保が必要です。」となっていたところを「農業、林業、漁業、畜産業ともに、若い担い手の育成、後継者の確保が必要です。」と修正をしたものでございます。

資料2の8ページへお願いいたします。No.34でございます。本冊では84ページでございます都市構造構築のイメージ図におきまして、パブリックコメントで「都市拠点本文の内容と合わせるべき」というご意見を頂きましたことから、修正前は「津駅・江戸橋駅 津新町駅」と表示をしておりましたものを「津駅・江戸橋駅 津新町駅・大門・丸の内」という表示に修正をしたものでございます。

次にNo.35でございます。こちらも本冊の85ページでございます「図 将来都市構造のイメージ」におきまして、パブリックコメントで「産業・スポーツセンター（サオリーナ）も位置付けておくべきでは」というご意見を頂きましたことから、津インターチェンジ周辺の交流拠点に含めて表示をさせていただいたものでございます。

最後にNo.36とNo.37でございます。こちらは本冊の87ページでございます「第3部 第2次基本計画」、「第3章 将来像『笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～』の実現に向けて」の「1 効率的で効果的な行政経営」のところでございますけれども、これらはパブリックコメントでのご意見を踏まえまして、No.5でご説明をいたしました内容と同様に、公共施設に係る表現を「公共施設等」というところと「インフラを含む」というところの文言を整理したものでございます。

説明は以上でございますけれども、この他に本冊21ページから26ページでございます「第3部 第2次基本計画 第1章 計画の策定にあたって 第3項 今後10年間の展望（計画の枠組み）」の③財政構造につきましては、現在開催中でございます9月市議会における平成28年度の決算認定を受けまして、若干数値等を修正いたしますほか、必要に応じて時点修正もあろうかと思っておりますので、併せてご承知おきをいただきますよう、よろしく願いいたします。

事項1「(2)最終案について」の説明は、以上でございます。

鶴岡会長

どうも、説明ありがとうございました。今、事務局から総合計画の最終案について、前回からの修正箇所ですか。それを説明していただきましたけれども、ご意見とかご質問ありましたらお願いします。

渡辺委員

最後にご説明いただいた資料2の8ページの37番、資料4の87ページのところです。言葉の使い方の中ですけれども、「インフラを含む公共施設」って、ちょっとあまり意味がよく分からないのですけれども。公共施設そのものがインフラじゃないですか。

鶴岡会長

事務局お願いします。

<事務局>

公共施設といいますと、一般的に箱物をイメージされることが多いのですけれども、委員おっしゃられたとおり、もちろん道路でありますとか橋でありますとか、そういったものも公共施設になりますので、そういった表現を統一して誤解の無いように今回計画全体を通して整理させていただいたところでございます。

渡辺委員

インフラと公共施設、どちらの幅が広いかということ、インフラのほうが広いよ

うな気がするんですね。公共施設インフラ、それから橋、道路、全部インフラですよね。ですから、インフラを含む公共施設っていうと、公共施設のほうが幅広く意味を取られてしまうので、逆のような気がするんですけどもね。

鶴岡会長

はい、じゃあ事務局。

<事務局>

確かにその母数といいますか、数でいえば確かに委員がおっしゃられるとおりのことはあるんですけども、この計画の中では、市民との暮らしっていう中で密接度合いからいきますと、やはり公民館でありますとか市民センターでありますとか、そういった身近な皆さんの生活の中で一番、確かにインフラも接してはいるんですけども、そういった暮らしという中で重要になってくるというところで（インフラを含む）公共施設等という表現をしています。

もちろん、委員のおっしゃるとおりインフラというものもありますので、こういった部分も含めてということです。今後、老朽化というところもございますので、ここについてもしっかり取り組んでいかなければならないというところをお示しするものとして、パブリックコメントからいただいた意見を踏まえて整理させていただいたところでございます。

渡辺委員

分かりました。

<事務局>

ありがとうございます。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。その他のご意見、ありましたら。じゃあ山田委員、お願いします。

山田委員

少し修正箇所とは違うところなんですけれども。

本冊の36ページの一番上の黒丸のところなんですけれど。ちょっと読んでいてふっと気になったものですから。この黒丸は、「特にいじめや不登校、外国につながる子どもに関する課題等に対しては、」ここまではいいんですが、その次の言葉なんですよね。

「望ましい学級規模により」、これなんです。「望ましい学級規模により」っていう言葉が、ちょっと気になっているのですが、「きめ細かな支援・指導を行うとともに、専門家等との連携を図りながら組織的解決につなげます。」っていうことなのですが。この「望ましい学級規模により」っていうふうに書いてしまうと、一般的に学級規模、この学級規模っていうのは、1つのクラスの人数みたいなことを指しているわけですよね、大抵ね。何クラスかとかいうことではなくて、1クラス当たり何人。この1クラス当たり何人っていうのは、国で規定をされていると思いますし、それから、小学校1年生だけはちょっと人数が少ないとか、そういうふうになっていて。それプラス三重県では「三重少人数」とかいうことで2年生まで延長してとか、そういう規定があると思うんですけども。

いわば、そういうふうは何ていうのですかね。この学級規模は規定によって大体決まっているので、それをさらに柔軟に運用するっていうことは、なかなか難しいと思うのですね。ということを考えて、「望ましい学級規模により」っていうふうに書いちゃうと、津市は「ある程度融通しますよ」っていうふうに何か読まれてしまう場合があるなと思って。そういうことを含んでこのように書いているのだとか、あるいはちょっとこれまでこれについて何らかの議論や判断があって、こういうふうに書かれているっていうことであればいいのですけれど、ちょっと何ていうのですかね。普通、規定で進めるものなので、融通が利きますよっていうふうに読まれちゃうと、いろいろ難しいところが出てくるのではないかな、なんて思って気になったのですけど。

鶴岡会長

事務局、どうでしょうか。

<事務局>

委員、おっしゃられるように学級の規模数というのは定められたものがあります。まさしく「三重県の少人数教育」という部分があります。クラスの基本的な運営につきましては、クラスの人数っていうのはそちらのほうで定められているものがあるのは、もう重々それはご承知のとおりで、今お話いただいたとおりでございます。

ただ、今現在、学校の現場の中によりまして、やはり「個」の個人の学習の習熟度に応じて少人数でちょっと別の場面を用いた形ですね。そういう細やかな配慮という部分が。そういう面で運用している部分がございますので、そういう意味合いを含めてこのような記述のほうを書かせていただいております。

ですので、基本的にはその学級の人数というのは、あくまでもそれは原理原則のままでございますけども、事情に応じた形で柔軟な対応のほうもさせていただいている部分がございますので、その部分を含めてこのような表現にさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

山田委員

はい、分かりました。

鶴岡会長

じゃあ、岡田委員、お願いします。

岡田委員

書き方とか、そうじゃなくて、先ほど言われた本冊の32ページにある独身男女の出会いの支援イベントが、この基本計画、今後の10年間の中で、いろんな出会い・結婚・子育てがやはり一番。それから、人口が減ってくるから財政もどうだ、という話も、全部つながってくると思うんですね。その中で、ここにある「結婚に向けた出会いを創出し結婚の希望がかなう環境づくりを進めます」と。今まで「創出します」から、今度は「進めます」というような。一步何か進んだ表現にしている。それで、パブリックコメントのときでもこう言われた、これをもっと重点的にしたらどうやという話を聞かされていますよね。これ、前回は議論する中で、今のやり方が、そのままの規模で津市の職員さんがやられているというのは聞かしてもらったのやけど、ほんまにそこら辺がね予算的にも重要になってほしいなど。

もうちょっと重点的にやることによって、1人でも2人でもやっぱり増やすっていう捉え方が、何かこう大事やないかなと。それが最終的には津市の人口が減ってくとか、UターンとかIターンとか言われるけど、そういうことをやるにしたって、もっとこう、そういう人に対しての支援が何かこうぼやけとって。書かれとんやけど、もっとほんとにそういうのを増やしていかなあかんと。旧津市は、そんなには減らんかも分かりませんが、極端な話、昔のあの郡部なんかはどんどん減ってるわけです。正直言うて、白山町なんかも合併前、ここ10年で2,000から3,000人近く人口が減るとというような状況なので。本当に、今まで普通のまちとして健全やったものが、過疎のまちとか限界集落とかいうようになってくのは、人口が流出、出ていくっていう捉え方やと思うのですが、それをやはり増やす方法っていうのが必要で。

はっきり言って郡部の方が旧津や久居の方へ出られるわけだ。それで、増えとる。変わってないようやけど、おんなじパイをかき回しとるみたいなもので。外から入ってくる人がどうなんっていう捉え方をしたほうがいい。そこら辺の支援っていうのは、もっと充実させて、やはり津市っていうのもっと分かってもらような方法を考えるべきじゃないかなという気がします。

ここにも、今まで「創出します」から「進めます」というふうに、一步何か進んだような格好やもんで。あとはこういうのを予算的にも組んでいただいとって、やっていただけたらと思います。

鶴岡会長

事務局、どうでしょうか。

<事務局>

おっしゃるとおり、今回この「出会い・結婚・出産しやすい環境づくり」の記述を「進めます」という形で、少し一步踏み込んだような形で修正したと思っ

います。

当然、今やっとな津市の取組が、これで良いということではなくって、取組をさらに充実、発展させていかなければならないと思っています。加えて、先ほどおっしゃったような市内の転居だけで動いている。移動だけでということでは当然、人口ってというのは増えてこないの、県外へ大学で出てかれて、その方が就職は津市に帰ってきていただくというような、そういう取組も必要になってきます。

当然、今もそういう方への支援はやっているのですが、やっぱりそれぞれの所管でやっているものがあるので、それを津市の中での連携を図りながら1つの原型を作り、そういうことも進めていかなければならないと思っています。

やっぱり人口をこれから増やす、増やしていくのは非常に厳しいのかも分かりませんが、ある一定のところでの減少幅にとどめるためには、もっともっと今、それぞれの課でやっている個別の施策をもっと連携させるような形で取り組んでいかなければならないと考えています。

岡田委員

ありがとうございます。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。その他、ご質問ありましたら。どうぞ。

渡邊委員

資料4の17ページあたりから27ページの間でもいいですか。私、個人的な話させてもらいますけど、まずこの内容をずっと何遍も読ませていただきました。その中において、確かに、これはいいな、こういうふうにやってもらいたいな、こうやれば何とかいくなとか、そういう気持ちは十分に読み取れます。

だが、これをやるには何が必要なのかと言うと財源ですよ。それで、その中で人口が要するに減少、少子化、高齢化、そういうものを捉まえて考えたときに、どうすりゃいいんだというようなことの都市計画のそういうものっていうのは、やらないのかな。違うセクションで、またそれやるのかどうか知りませんが。

それでそうすると、われわれの平均寿命がこれから90歳になる。今は60歳で定年になって30年間どうしたもんだと。でなくて、今回、新聞でたまたま私が読んだのは、65歳まで延ばしていきたいというのがありました。特に市町村、こういう行政の方たちは65歳ぐらいまでになりそうだっていう感じですよ。さらにそれを70歳まで引っ張ったらどうなのか。そうすると税金は増えるでしょう。それから、70歳まで引っ張れば、今は私なんか苦しんでいるローンが、かなりゆっくりと払えるんじゃないか。私は42歳の時の子どもで、昭和20年に生まれています。さらに私の下に妹がいて、それは45歳の時の子どもですよ。そしたら、まだ45歳ぐらいでももう一回子供をつくってみようかっていう気になるんじゃないかと思うんですよ。私の個人的な話ですけど。そういう政策とか、何か働き掛けとかやり方っていうのは、やっぱり税金を得るにしてもあるんじゃないかなということ。

いいことばかりここ書いてあるんですけども、その根本的なものは、どこで捉まえて、どこでそういうのを検討されているのかなっていうのは、ちょっと疑問に思っただけ。今日、ここに臨んだんですけどね。以上です。

鶴岡会長

事務局、お願いします。

<事務局>

ありがとうございます。おっしゃるとおり、この計画自体を進めるためには、財源が必要になるということはもう当然のことだと。で、おっしゃるとおり人口が減ってく中で、これからは少子高齢という、そういう人口構造で恐らく進んでいく中で、例えば65歳まで定年を延長するということもあると思います。今、実際に国もそういう方向の流れになっているかなと私達も考えております。

財源自体はそういう形で担保してくるというのも1つの手法だと思いますし、今回お示しさせていただいたのは、あくまでも今のままで、現状のままで人口推移でいくと、財源の構造は非常に厳しい状況を示ささせていただいておりますけども。当然、増やしていくことも必要ですけども、増やせる部分は増やしてい

つつ、限られた財源の中で何をやってくかということを選択して議論を進めていくってということも、また1つ必要だと思います。

人口自体は、基本的にはやっぱりだいぶ減ってくという中で、財政を増やしていく方法もそれはおっしゃったような形も1つの手法に当たるのかなと思います。そういう努力もしつつ、ある財源の中で事業の選択をしていかなくちやいけないのかなというふうには思っております。

渡邊委員

いいですか。

鶴岡会長

どうぞ。

渡邊委員

苦しいお立場はよく分かりますけどね。でも、やっぱりそういうことを日本というか、全国的にそういうことを率先して打破してね。やっぱりこういうふうに行くべきじゃないのっていうことを一発かましたほうが、津市として。「津市の行政は、すげえことやってんな」とかね。「ああ、すごいこと考えたな」とか、逆にそういうのを世に訴えたほうがいいような気がしますけどね。そんな小さくなって、小さくなってんだから、耐えて耐えて耐えてやってるより、やっぱりそこを打破するにはどうやってやったらいいのかっていう。それこそ10カ年計画とか、そういう中に織り込むべきじゃないかなと、僕は思うんですけどね。

そんな後ろ向きじゃ。後ろ向きとは言わないですよ。消極的なやり方じゃなくてね。ぜひ、こういうふうにしてもらいたい。だから65歳が定年で、あと5年間は働ける者、もしくは10年間は働ける者は働けというようなことで、75歳まで働いたら、自分の人生90歳まで生きる。やがて100歳になるって言うけども、15年間か20年間、ゆっくりしようかでもいいかもしれないけど、30年間のゆっくりは長過ぎるという気もしますから。そういう、何か取組んでいるのを考えてもらえればなという気はしますけどね。すいません、以上です。

鶴岡会長

はい、じゃあ事務局お願いします。

<事務局>

今、ご紹介いただいたように、まず国家公務員のほうは60歳から65歳に定年が延びるような動きが国のほうで今検討されています。それにつきましては地方公共団体のほうも、それに準じた形で、というような話がある。やっと出始めてきたこととございます。それで、これは正直言いまして年金の支給開始年齢が引き上がってきておりますので。以前60歳であったものが今65歳っていう話になっております。今現在は65歳に合わせた形で、そのような国が方針を示しております。

ただ、あくまでもこれは公務員に対してのみだけですので、委員さんのおっしゃる意味合いは、それは民間さんの部分においてもですね。公務員だけじゃなく民間のほうでも、そういうふうな労働人口、労働面で長く働いていただいて、お元気に働いていただける方が増えれば、当然医療費とか、そういう部分の扶助費的なものも下がってくるわけですので。健康な方々をいかに増やしていくかっていう話が非常に大切なことだと思っております。ここ10年、財政を圧迫しているのは、そのいわゆる医療費とか扶助費っていう部分が、社会保障費の関係が右肩が上がってきております。これは高齢化に伴って、必ず持って付いたことになっていきますけども、やはり元気でお暮らしいただくということが何よりも大切であろうかと思えます。

貴重な意見頂きましたので、そういう方たちが活躍できる何か施策という部分を、また知恵を絞って。行政主体だけでは、とてもじゃありませんが、それは出来ませんので、また民間さんのご協力なり、そういうふうな働き掛けをして、ご理解を得ながら進めていくべきことだと思っておりますので、そのように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

鶴岡会長

今のことは非常に切迫なことだと思いますね。その他ありましたら。よろしい

でしょうか。

それでは、この基本計画につきましては、おおむね了解していただいたというふうにさせていただきます。次に「2 その他」について、事務局のほうから何かありますか。

<事務局>

【事項2 その他】

それでは、事項「2 その他」につきまして説明させていただきます。

ただ今、次期総合計画の案に関しまして、ご了承いただきました。これまでの審議におきまして、さまざまかつ高い識見からご意見を賜り、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日ご了承いただきました計画案につきましては、先ほどご説明をいたしました9月議会の決算認定などを踏まえました財政構造における若干の数値の整理。あと、時点修正を行わせていただきますけれども、基本的には今回の計画案をもって最終案とさせていただきますと思います。

そして、この計画案に対しまして、当該審議会から市長へ答申をしていただきまして、12月議会に議案として提出をしております。つきましては、委員の皆さま方には、当該計画案に対する答申のまとめに向けてですね、会議を進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

鶴岡会長

はい。ということで、計画案につきましては財政構造部分の修正を除いて、最終的な確認が取れたということにさせていただきます。これから答申のまとめに向けて作業をさせていただくということにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

鶴岡会長

それじゃあ、これ、皆さんの同意を得たということで、最終案の答申のまとめをさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局にちょっと聞きたいのですが、答申案のまとめ方について、何か参考となるようなものがあったら説明をお願いします。

<事務局>

はい。では、ご参考ということで、現行の津市総合計画後期基本計画の策定時に頂きました答申がございますので、よろしければそちらの資料を配布させていただきますと思います。

鶴岡会長

じゃあ、資料を配布して説明をお願いします。

<事務局>

(追加資料「津市総合計画後期基本計画について(答申)」を配布)

それでは、今お手元に追加で配布をさせていただきました資料につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、現行の後期基本計画、これを策定した際に総合計画審議会よりご答申をいただきましたものでございますので、その概要についてご説明をさせていただきます。

こちらの答申の全体の構成といたしましては、まず1ページ目。これは鑑文となっております。基礎資料などを基に現状や課題を整理しつつオープンディスカッションを開催するなど、市民の意見を踏まえた審議となるよう努めてきたこと、そして、提出された基本計画案は総合計画審議会や各地区地域審議会、市議会、パブリックコメントでの意見・提言を踏まえたものであり、審議の結果妥当であると判断したことが主文として記されております。

次に2ページ、3ページ目でございますけれども、こちらは計画推進における留意事項となっております。計画全体や各目標別計画などについて、それぞれご意見を箇条書きでまとめていただいております。1番の「計画全体について」というところは、計画に沿って各施策を着実に進めることや、職員が一丸となって計画を推進すること。また、進捗状況をしっかり把握し、進行管理に取り組むことなどが記されております。

2番目の「各目標別計画について」というところは、それぞれの分野において特に留意すべき内容を記述いたしております。

なお、3番目の重点プログラムというものがございますけれども、今回ご審議いただいております次期総合計画には、このような位置付けはございませんけれども、特に進捗状況の把握や進行管理に取り組むことなどが述べられております。

当該答申内容は、現行の総合計画が新市まちづくり計画の実施計画のような性格を持っていることや、既に10年間の基本構想と、前半5年間の基本計画があった中で後期基本計画を策定したときのものでございますので、今回とは少し状況は異なるわけでございますけれども、ご参考ということでご紹介をさせていただきました。説明は以上でございます。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。今、事務局より後期基本計画を策定したときの資料ですね。それを説明していただきました。

前回の答申では、これまでの審議の経過をこういうふうに、特に妥当であると判断した旨を示すとともに計画を推進していくという時の留意事項が記されていたというようなことです。答申の構成の流れとしましては、今申し上げたような内容が必要なのかなというふうに思っておりますので、このような構成をイメージしながら進めていくということにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

鶴岡会長

それでは、皆さんの同意を得たということにさせていただきます。どうもありがとうございます。それでは、前回の答申と同様な構成をイメージしながら進めさせていただきます。

答申をまとめるに当たりましては、特に前回の答申の別紙にあります計画推進における留意事項。さっきお話ししたものですけど、これを含めて盛り込むべき内容等について、ご意見がありましたら発言をよろしくお願いします。何か盛り込む留意事項ですね。ありましたら、お願いします。

岡田委員

すいません。

鶴岡会長

はい、どうぞ。

岡田委員

この、盛り込むことではないのですが、例えば3の重点プログラムの中で、「特に進捗状況の把握並びに進行管理に取り組まれない」とあるわけなんです。この今こういう答申されたやつに対しての進捗状況とか、それは審議会のはじめに後期の基本計画はこうなっていますっていう、状況は聞かせてもらいましたんですけど、実際それは行政側でやられとる場合の状況だと思うんです。

こういうことができるかどうか分からんけど、やっぱりかつてその答申まで出された審議委員さんが、これからの10年間進捗がどうなんやろうと分からんというの、何か不思議な感じがするんですね。ほんで変わったメンバーで、進捗状況が、現行計画はこんなやつだね。実際はほんまにそうなんやろうかという捉え方もあるような気するんです。

それで、ほんま言うたら、この審議会の答申も大事なんですけど、あと計画に対しての進捗がどうなっている。また逆に、ほんとにこの答申されたやつに対しての進行管理。さっき渡邊委員も言われたように、ほんとに財政も厳しくなる。いろんな格好で、その中で手を打つべきは打っていかなあかん。多分実際そうやと思うんですけど。

それ10年間、初めの答申でいったら、ほんとに怖い姿になってくんじゃないかな。そういうとこでやはり、ひとつそういうとこのチェックとか進行管理の把握をする機関があってもええんじゃないかなという気はするんですけど。これは

私の個人の意見として。

鶴岡会長

確かに。こういうの、あるんですか。この進捗の状況、進行管理をしてる、そういうところ。委員会。じゃあ事務局、お願いします。

<事務局>

この総合計画に関しましては、今おっしゃっていただいたような進行管理の部分をチェックする第三者機関というものはございませんが、当然、総合計画は政策課のほうで取りまとめており、毎年ですね、全庁的に計画の施策に対してどういう事業を実施してきたのかという、そういう進捗状況の整理をさせていただいております。ただ、おっしゃるように、その整理をしたものを第三者の方がチェックをしておるかという、そういうやり方は現在のところしていないのが現状です。

山田委員

いいですか。そういう全体の総合計画についての進行管理っていうこともあるんですけども、同時に今回の総合計画は、かなり何ていうんでしょうかね。総論的って言いましょうかね。そういう形で総合計画を作っていますよね。そういう点では、例えば私が出ている文化面では、今まで文化振興計画っていうのがあって。だから、それぞれの部分でかなり細かい詳細な計画があって、それを何ていうんでしょうかね。2～3年前にやっと毎年しっかりと計画を作って進行管理をしていこうっていう。それを審議会がチェックしていこうっていう、そういう体制を取ってきたところなんです。

なので、本当は全体の総合計画がきちっと進行管理がされると同時に、本来それぞれのところで、もっと詳細な個別計画が立てられて実際は動いていくことになると思うので、そこでの進行管理ですね。そういうような体制が津市としてつくられていくのかどうかということが、実は総合計画全体がきちっと進んでいくかどうかのポイントになってくんじゃないかな、なんていうふうに思っているんですけど。

鶴岡会長

そのとおりですね。大学は、それやっていますよね。大学評価委員会で。じゃあ、事務局お願いします。

<事務局>

そうですね。今おっしゃったとおり、総合計画は大きな方向性が記述している中で、具体的にどういう事業をやっていくかっていうのは、それぞれ個別計画もたくさんございます。当然その個別計画にも計画期間がございますので、計画期間が終わる前に、このような形で計画作りのための審議会を設けるところもございますので、当然その中での審議にご参加をいただいた方のご意見も踏まえながら、そういう計画作りもしてまいりますし、進行管理的な部分もする中で議論されることもございます。

ただ、それが全ての個別計画のような事業に対してやっているかという、そうではないんですけども。かなりの数の個別計画っていうのが実際ありますので。総合計画に基づいて、じゃあどういことをやっていくかっていうのは、具体的にそういう中での審議会等々を通じてご意見を頂きながら案件を進めてほしい取り組み状況がどうだということも、そこでご意見を頂くことになろうかと思っております。

渡邊委員

よろしいですか。これはやっぱり計画、実行、反省ですよ。○、×、△か知らないけど、絶対やるべきだと僕は思うね。そうじゃないと、次回また繰り返すじゃないですか。われわれ、次回出させていただくかどうか分からないし。同じことを繰り返す。だから計画、実行、反省ですよ。何か小学校のときに、ちゃんと書きましたよ、習字で。だから、お願いしますよ。

鶴岡会長

やっぱり、いろんなものが今PDCAサイクルで回すというふうになっているので、やはりこの総合計画についても必要だという気はしますね。だから、ちょ

っとこれから考えていっていただけると。

せっかくここに、こうやって答申のようにこう書いて、それで実行しないってというのは、ちょっとまずいと思うんですね。よろしいでしょうか。また検討していただければと思います。

<事務局>

はい。

鶴岡会長

その他、よろしいでしょうか。大体今、皆さんがおっしゃったことでまとまったという感じがしますが。それでは、これで議論したということにいたします。この審議会からの答申につきましては、まず私と杉浦副会長とで原案を作成して、次回の審議会におきまして内容を委員の皆さまにお諮りして、皆さまからのご意見も踏まえて修正した上で審議会としての答申とさせていただきたいというふうに思っておりますけど、よろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

鶴岡会長

それでは、皆さんの同意を得たということで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。先ほどのように私と杉浦副会長とで答申の案を作成したいと思っています。

その他、事務局から何かありましたらお願いします。

<事務局>

それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思っております。次回の審議会でございますけれども、前回の会議でお伝えをいたしましたとおり、10月13日の金曜日の午前10時から、こちらの庁議室で開催をさせていただきます。答申内容をまとめていただく最終的な審議をお願いしたいと思っております。加えて、もう一件ご意見を賜りたい案件がございます。

今回の次期総合計画案の、先ほども少しお話がございました財政構造に記述をしておりますとおり、今後事業を実施していく上では財源の確保が重要でございます。このことから次期総合計画、これの着実な推進に向けて合併特例事業債、これをさらに有効活用を図るために、既に定められております新市まちづくり計画、これの一部を修正したいと考えています。この計画でございますけれども、変更をする場合には審議会等からご意見を伺うことが必要となっておりますことから、次回事務局から内容をご説明させていただきまして、ご審議をいただきたいと存じます。

そして、答申式につきましては、ご案内を既にいたしておりますとおり10月25日の水曜日、午前11時から同じくこちらの庁議室で開催することを予定しております。なお、次回の審議会での答申案のご審議を踏まえた最終的な答申内容につきましては、答申式までに委員の皆さまに郵送等でお送りさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。今、事務局から説明がありましたけど、次回の審議会は10月13日金曜日の午前10時からということですね。答申の最終審議と新市まちづくり計画の変更に関わる意見聴取を行うということですね。

それから、答申式のほうは、10月25日の水曜日ということですので、前回の審議会で皆さまにお諮りしましたとおり、私のほうから市長へ答申書をお渡しするということを予定しております。皆さんのご都合がございましたら、10月25日のほうの出席も、よろしくお願いたします。

あと、最後ですけど、何か皆さんのほうから言い忘れたこととかありましたら。よろしいでしょうか。それでは意見ないということですので、本日の第6回津市総合計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上